

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度

個人向け支援

◆特別定額給付金 申請期限 8月26日まで

基準日（4月27日）時点で市の住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付します。申請がお済みでない方はお急ぎください。

- 申請方法—申請書（発送済み）に必要事項を記入の上郵送。マイナンバーカードによるオンライン申請も可
 - 申請書が届かない場合や、紛失した場合はお問い合わせください
- 問特別定額給付金専用ダイヤル ☎302・6434（平日8:30～19:00）

※視覚障害や知的障害がある方の申請の支援については、区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課までお問い合わせください（☎は9ページ）

◆国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金

新型コロナウイルスに感染（感染の疑いを含む）し、療養のため給与等が支払われなかった方等に支給します。3日連続して仕事を休み、4日目以降の仕事に就けなかった日数が対象となります。詳しくはお問い合わせください。

- 申請方法—申請書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上郵送
- 問区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課（☎は9ページ）

◆ひとり親世帯臨時特別給付金

■基本給付

下記の①～③のいずれかに該当するひとり親世帯（事実婚の方、親族以外の異性と同居している方を除く）に対し、1世帯当たり5万円（第2子以降は1人につき3万円を加算）を給付します。

■追加給付

下記の①②のいずれかに該当するひとり親世帯（事実婚の方、親族以外の異性と同居している方を除く）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、1世帯当たり5万円を追加で給付します。

- ①6月分の児童扶養手当を受給している
- ②公的年金等を受給しているため、6月分の児童扶養手当が支給されない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当受給世帯と同水準になった

※いずれも●申請期限—令和3年2月28日まで ●申請方法—区役所保育給付課・総合支所保健福祉課で配布する申請書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入の上郵送または持参 ●①に該当する方は基本給付の申請は不要です

問仙台市ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎200・2726（10月31日までの8:30～18:00）

事業者向け支援

◆地域産業応援金

国の「中小企業生産性革命推進事業」における各補助金交付対象となった中小企業および個人事業者等に対し、市が追加で応援金（国の補助金交付決定額に応じて10万円、20万円、50万円）を助成します。

- 申請期限—令和3年2月15日まで
 - 申請方法—申請書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上郵送
- 問地域産業支援課 ☎214・7329

◆クラウドファンディング活用事業補助金

「まちくるファンド仙台」を活用したクラウドファンディングにより市内の中小事業者または店舗等を支援する場合に、クラウドファンディングに要する決済手数料および振り込み手数料（1件当たり上限100万円）を補助します。

- 補助件数—10件（先着）
 - 申請方法—電話で
- 問地域産業支援課 ☎214・1001

※情報は7月16日現在。その他の支援制度や公金等の減免、最新の情報等については市ホームページをご覧ください

